

市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金  
交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第4項の規定による認可を受けて設置した保育所（以下「保育所」という。）を運営する社会福祉法人以外の者（以下「設置者」という。）に対し、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、市川市補助金等交付規則（平成8年規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることにより、設置者の健全な運営に資することとし、もって地域における保育需要に対応した多様な保育サービスの整備を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 一時預かり事業 保育所が行う児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業及びこれと同等の事業として市長が認めるものをいう。
- (2) 特定保育事業 保育対策等促進事業の実施について（平成20年6月9日雇児発第0609001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知。以下「国通知」という。）別添1の特定保育事業実施要綱に基づき保育所が行う事業をいう。
- (3) 体調不良型病児・病後児保育事業 国通知別添3の病児・病後児保育事業実施要綱に基づき保育所が行う事業のうち体調不良児対応型に係るものをいう。
- (4) 特別保育事業 保育所が行う次に掲げる事業をいう。
  - ア 家庭的保育事業の実施について（平成26年5月29日雇児発 0529第22号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）により定められた家庭的保育事業実施要綱（別表において「家庭的保育事業実施要綱」という。）に基づく事業に係るもの

イ 国通知別添 4 の待機児童解消促進等事業実施要綱に基づく事業のうち  
保育所分園推進事業に係るもの

ウ 地域住民による主体的な子育て支援活動又は交流促進に係る事業

(5) 保育環境改善等事業 国通知別添 5 の保育環境改善等事業実施要綱に基づき保育所が行う事業をいう。

(補助対象経費)

第 3 条 補助金の交付対象となる経費は、別表の左欄に掲げる補助対象区分に応じ、同表の中欄に掲げる経費とする。

(補助金の額)

第 4 条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表の左欄に掲げる補助対象区分に応じ、同表の右欄に定めるところにより算出して得た額とする。ただし、実際に要する経費の額が同表の右欄に掲げる補助金の額を超えないときは、実際に要する経費の額を補助金の額とする。

(交付の申請)

第 5 条 規則第 3 条第 1 項の申請書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付申請書（様式第 1 号）によるものとする。

2 前項の申請書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 事業計画書

(2) 収支予算書

(3) その他市長が必要と認める書類

(決定の通知)

第 6 条 規則第 6 条の規定による通知は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付可否決定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(変更等の承認の申請)

第 7 条 規則第 8 条の承認を受けようとする設置者は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付申請事項（変更・中止・廃止）承認申請書（様式第 3 号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出

しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請書の提出を受けたときは、その内容を審査のうえ承認の可否を決定し、その旨を市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付申請事項承認可否決定通知書（様式第4号）により当該申請書の提出をした設置者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金実績報告書（様式第5号）によるものとする。

- 2 前項の実績報告書の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 収支決算書
- (2) 領収書
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 第1項の実績報告書の提出期限は、補助金の交付決定に係る年度の終了した日の翌日から起算して15日以内の日までとする。

（額の確定）

第9条 市長は、規則第15条の規定により補助金の額を確定したときは、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金額確定通知書（様式第6号）により補助金の交付決定を受けた者に通知するものとする。

（交付の請求）

第10条 規則第16条の交付請求書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付請求書（様式第7号）によるものとする。

（交付の特例）

第11条 市長は、補助金を概算払により交付することができる。

- 2 規則第17条第2項の交付請求書は、市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金概算払請求書（様式第8号）によるものとする。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年3月30日から施行し、平成15年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年5月21日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年3月31日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年3月31日から施行し、平成17年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月31日から施行し、平成18年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年3月31日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年3月31日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年3月31日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年3月31日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年3月31日から施行し、平成23年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年3月31日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、平成26年3月31日から施行し、改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、平成25年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以後に交付申請のあった補助金について適用し、同日前に交付申請のあった補助金については、なお従前の例による。

## 附 則

### (施行期日等)

- 1 この要綱は、平成27年3月31日から施行し、改正後の第2条第4号及び別表の規定は、平成26年4月1日から適用する。

### (経過措置)

- 2 改正後の第2条第4号及び別表の規定は、平成26年4月1日以後の申請に係る市川市社会福祉法人以外の者に対する認可保育所運営費等補助金（以下「補助金」という。）について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表（第3条、第4条関係）

補助対象区分	補助対象経費	補助金の額
一時預かり事業	一時預かり事業の実施に要する経費	<p>一の保育所につき、次の各号に掲げる年間の一時預かり事業に係る延べ利用児童数の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 300人未満 年額1,473,000円</p> <p>(2) 300人以上900人未満 年額1,580,000円</p> <p>(3) 900人以上1,500人未満 年額2,840,000円</p> <p>(4) 1,500人以上2,100人未満 年額4,100,000円</p> <p>(5) 2,100人以上2,700人未満 年額5,360,000円</p> <p>(6) 2,700人以上3,300人未満 年額6,620,000円</p> <p>(7) 3,300人以上3,900人未満 年額7,880,000円</p> <p>(8) 3,900人以上 年額9,410,000円</p>
特定保育事業	特定保育事業の実施に要する経費	<p>一の保育所につき、次の各号に掲げる年間の特定保育事業に係る延べ利用児童数の区分に応じ、当該各号に定める額</p> <p>(1) 25人以上300人未満 年</p>

		<p>額 290,000円</p> <p>(2) 300人以上600人未満 年額 860,000円</p> <p>(3) 600人以上900人未満 年額 1,430,000円</p> <p>(4) 900人以上1,200人未満 年額 2,000,000円</p> <p>(5) 1,200人以上1,500人未満 年額 2,570,000円</p> <p>(6) 1,500人以上1,800人未満 年額 3,140,000円</p> <p>(7) 1,800人以上2,100人未満 年額 3,710,000円</p> <p>(8) 2,100人以上2,400人未満 年額 4,280,000円</p> <p>(9) 2,400人以上2,700人未満 年額 4,850,000円</p> <p>(10) 2,700人以上 年額 5,420,000円</p> <p>備考 1日当たり特定保育事業を 4時間未満利用した児童につい ては、1人を0.5人とみなして 算定するものとする。</p>
<p>体調不良型病 児・病後児保 育事業</p>	<p>体調不良型病児・病後 児保育事業の実施に 要する経費</p>	<p>一の保育所につき、年額 4,310,000円(体調不良型病 児・病後児保育事業を実施する期間 が6月未満のときは、 2,150,000円)</p>

保育所地域活動事業	第2条第4号アに掲げる事業の実施に要する経費	(1)に掲げる額に(2)に掲げる額を加えて得た額を年額とする。 (1) 一の保育所につき 800,000円 (2) 家庭的保育者(家庭的保育事業実施要綱に規定する家庭的保育者をいう。)1人につき 120,000円を乗じて得た額
	第2条第4号イに掲げる事業の実施に要する経費	年額1,234,000円
	第2条第4号ウに掲げる事業の実施に要する経費	年額250,000円
保育環境改善等事業	保育環境改善等事業の実施に要する経費	一の事業につき7,200,000円